

目 次

「活力あるまちづくり支援事業補助金」の概要（平成20年度以降）… 1

- 1．対象となる事業（補助対象事業） … 1
- 2．対象となる経費（補助対象経費） … 3
- 3．補助金限度額 … 5

今後の検討内容・スケジュール … 7

「コミュニティ関連施策の見直し」の概要

福岡市は、平成18年度から、市のコミュニティ関連施策について、「福岡市コミュニティ関連施策のあり方検討会」を中心に、次の検討項目に沿って今後に向けた検討を行っています。

- ・ コミュニティへの財政的支援のあり方
「活力あるまちづくり支援事業補助金」のあり方 など
- ・ コミュニティと行政の共働のあり方
市からコミュニティへの依頼事項の整理、市の「縦割り」解消のための方策、区レベルの各種団体のあり方 など
- ・ コミュニティ活動の環境づくり
住民の自治意識の醸成や人材確保のための方策、区役所地域支援部や公民館を中心としたコミュニティ活動の支援のあり方 など

今回は、このうち「コミュニティへの財政的支援のあり方」について、見直し後の「活力あるまちづくり支援事業補助金」の概要をお知らせするものです。

「活力あるまちづくり支援事業補助金」の概要（平成20年度以降）

< 見直しのポイント >

「補助対象事業」の考え方・項目を整理します。

「補助対象経費」について、自治協議会の裁量の範囲を広げます。

「補助金限度額」について、区分の新設・増額を行うとともに、運営費の割合（限度額）を引き上げます。

1. 対象となる事業（補助対象事業）

現在の「必須事業」については、

- ・ 「住みよいまちをつくるために必ず実施しなければならない、まちづくりの基本となる事業」と改めて定義し、名称も「まちづくり基本事業」に変更します。
- ・ 関連する事業をまとめ、分かりやすく6つに分類・整理します。
- ・ 多くの自治協議会等で「今後、積極的に取り組みたい」と認識されている「防犯」を追加します。

「地域の活性化や課題解決につながる事業」についても、自治協議会が主体的に実施するさまざまな事業（夏祭り、伝統行事、文化祭、敬老会ほか）に活用できるよう、引き続き補助の対象とします。

平成19年度まで

平成20年度から

平成19年度まで	平成20年度から
必須事業	まちづくり基本事業
交通安全の推進に関する事業 スポーツ・レクリエーションに関する事業 男女共同参画推進に関する事業 地域で子どもを育む意識を醸成し、 健全育成活動や非行防止に関する事業 ごみ減量・リサイクル推進に関する事業 集団献血に関する事業 健康づくり活動に関する事業 環境美化に関する事業 防災に関する事業	安全・安心に関する事業 （交通安全、防災、 <u>防犯</u> ） 子どもに関する事業 （子どもの健全育成・非行防止） 環境に関する事業 （環境美化、ごみ減量・リサイクル推進） 健康に関する事業 （健康づくり、集団献血） スポーツに関する事業 （スポーツ・レクリエーション） 男女共同参画に関する事業 （男女共同参画） * 下線は、新たに加える項目。
その他	その他
地域の活性化や課題解決につながる事業	地域の活性化や課題解決につながる事業

ここはどうなる？

まちづくり基本事業

問 「まちづくり基本事業」について、 ~ のカッコ内に具体的な項目が記載されていますが、これらは、すべて実施する必要がありますか。

答 カッコ内の項目は、それぞれの事業に関して「必ず取り組みを行う項目」であり、すべてを実施していただく必要があります。

なお、「各項目を組み合わせて、総合的に事業を実施する」「項目毎に事業を実施する」など、実施方法は、各自治協議会で話し合ってください。

問 現在の「必須事業」が「まちづくり基本事業」として6つに分類・整理されますが、これに合わせて、自治協議会の組織も見直す必要がありますか。

答 必ずしも見直す必要はありません。

自治協議会は、地域の皆様で話し合い、地域の皆様の手で運営されている、「自治」の組織です。自治協議会の組織編成は、これまでと同じく、今後も、それぞれの校区の実情に合わせて、各自治協議会でご検討ください。

なお、新たに追加される「防犯」についても、専門の部門や組織を設置しなければならないものではありません。

問 事業の分類・整理に伴って、自治協議会の事業や予算の体系を大きく見直す必要がありますか。

答 必ずしも見直す必要はありません。

自治協議会の事業や予算は、各自治協議会で決定されるものです。事業や予算の体系にかかわらず、「まちづくり基本事業」の各項目が実施されていれば、補助金の交付を受けることができます。

2. 対象となる経費（補助対象経費）

現在は「補助対象事業の実施に要する経費（事業費）」と「自治協議会の事務に要する経費（事務費）」を補助の対象としています。

このうち「自治協議会の事務に要する経費（事務費）」を「自治協議会の運営に要する経費（運営費）」に変更します。その上で、

- ・ 「人件費」という区分名を「事務職員雇用等経費」に変更します。また、自治協議会の具体的な事務に主として従事する人に、役職を問わず支給できるようにします。
- ・ 「活動費」の区分を新設し、役員等が自治協議会の活動を行う際に生じる経費（交通費などの実費相当額）を、各自治協議会で対象者や金額（月額・年額など）を定めて、まとめて支給できるようにします。

平成 19 年度まで

平成 20 年度から

補助対象事業の実施に要する経費（事業費）

必須事業、その他の事業（地域の活性化や課題解決につながる事業）の実施に要する経費

自治協議会の事務に要する経費（事務費）

人件費
事務職員雇用経費。自治協議会役員（会計業務に従事する役員を除く）へは支給することができない。

印刷費

消耗品費

通信・運搬費

備品購入費

借上費



補助対象事業の実施に要する経費（事業費）

まちづくり基本事業、その他の事業（地域の活性化や課題解決につながる事業）の実施に要する経費

自治協議会の運営に要する経費（運営費）

事務職員雇用等経費
事務職員（会計・文書作成等の具体的な事務に主として従事する人）に、役職を問わず支給できるようにする。

印刷費

消耗品費

通信・運搬費

備品購入費

借上費

活動費
自治協議会で額を定め、役員等の活動に要する経費を支給できるようにする。

* 下線は、20 年度から変更する部分。

ここはどうか？

事務職員雇用等経費

問 事務職員(会計・文書作成等の具体的な事務に主として従事する人)とはどのような人ですか。会議の報告書やお知らせ文書などを作成する人は、すべて「事務職員雇用等経費」の対象になると考えてよいですか。

答 「事務職員」とは、自治協議会の会計・文書作成等の事務を、中心となっていて行っている人のことです(現在と同様)。従って、例えば「会議に出席して報告書を作成した」「何度かお知らせ文書を作成した」という方は「事務職員雇用等経費」の対象にはなりません。

問 「事務職員雇用等経費」の金額に基準などはありますか。

答 「事務職員」の仕事の内容は、校区によって異なるため、各校区の実情に合わせて決めていただくのが適当だと考えています。一律の基準は設けませんので、各自治協議会でご検討ください。

活動費

問 どのような経費が「活動費」として支給できますか。また、支給できない経費はありますか。

答 補助金から「活動費」として支給できる経費としては、バス・地下鉄代、電話代、ガソリン代などが考えられますが、このほかにも、実際に自治協議会の活動を行う際に生じる各種の実費相当額を各自治協議会でご検討ください(月額・年額などを定めて、まとめて支給できます)。

なお、特定の役職に就任すれば支給される「役員手当」や、慶弔費をはじめとした「交際費」は、「活動費」の対象にはなりません。

問 「活動費」の対象や金額は各自治協議会で決めてよいとのことですが、基準などは設けないのですか。

答 「だれが活動しているか」「どんな活動をしているか」は校区によって異なるため、各校区の実情に合わせて決めていただくのが適当だと考えています。一律の基準は設けませんので、各自治協議会でご検討ください。

3. 補助金限度額

補助金限度額を増額します。

- ・ 「人口が多い校区では事業費が足りない」との声があるため、現在の4つの人口区分に加え、新たに「15,001人以上」の区分を設けます。
- ・ 環境活動など校区全体で取り組む地域活動の充実を図るため、環境推進委員制度終了後の「地域環境活動推進経費」を活力あるまちづくり支援事業補助金に統合します。

「活動費」の新設などに伴い、「運営費」(現「事務費」)の限度額(補助金交付額に占める割合)を、現在の「30%」から「3分の1」に引き上げます。

補助金限度額

人口区分	補助金限度額(運営費限度額)	
	平成20年度から	平成19年度まで
2,000人以下	230万円(76.6万円)	200万円(60万円)
2,001人～5,000人	270万円(90万円)	240万円(72万円)
5,001人～10,000人	310万円(103.3万円)	270万円(81万円)
10,001人～15,000人	340万円(113.3万円)	300万円(90万円)
15,001人以上(新設)	370万円(123.3万円)	

運営費の限度額は、交付を受ける補助金の額の1/3(19年度までは30%)とします。
 ()内には、それぞれの人口区分における運営費の限度額の上限を記載しています(ここでは万円単位としていますが、実際には1円未満切り捨てとなります)。

ここはどうなる？

補助金限度額

問 「地域環境活動推進経費」が活力あるまちづくり支援事業補助金に統合されますが、今回増額された金額は、すべて環境活動に使わなければならないのでしょうか。

答 活力あるまちづくり支援事業補助金の基本的な考え方は「自治協議会が校区の実情や必要に応じて事業内容や予算組みを主体的に決定できる」というものであり、この考え方は、今後も変わりません。

どのような事業に取り組むか、実情に合わせて、校区全体で十分協議を行ってください。

問 運営費の限度額の算出方法は、どのようになりますか。

答 実際に交付を受ける補助金の額の3分の1（1円未満は切り捨て）が、運営費として使える額の上限となります。

例えば、

- ・ 310万円の交付を受けた場合、運営費の限度額は1,033,333円
- ・ 200万円の交付を受けた場合、運営費の限度額は666,666円

となります。

なお、交付を受けた補助金の3分の1を運営費に使わなければならないものではありません。

詳しくは、校区担当職員にお尋ねください。

情報公開について

自治協議会は、住民の十分な理解に基づいて運営される必要があります。このため、自治協議会の事業や予算などについて、住民に積極的に情報を公開し、透明性を確保していくことが重要です。

現在、各自治協議会においては、広報紙への掲載など、さまざまな取り組みが行われています。市は、これらの取り組みを今後も支援するとともに、さらに住民に関われた運営が実現されるよう、自治協議会とともに、引き続き、よりよい情報公開のあり方を検討していきます。

今後の検討内容・スケジュール

市は、今後、次の2項目について、施策のあり方を検討していきます。

- ・コミュニティと行政の共働のあり方
 (市からコミュニティへの依頼事項の整理、市の「縦割り」解消のための方策、区レベルの各種団体のあり方 など)
- ・コミュニティ活動の環境づくり
 (住民の自治意識の醸成や人材確保のための方策、区役所地域支援部や公民館を中心としたコミュニティ活動の支援のあり方 など)

これらの項目について、平成20年秋には、「福岡市コミュニティ関連施策のあり方検討会」から第2次提言をいただく予定です。市においても、検討会の状況を踏まえながら施策を検討し、皆様のご意見もうかがった上で、順次見直しを実施していきます。

「コミュニティへの財政的支援」のうち「『活力あるまちづくり支援事業補助金』以外の補助金等」については、今後、制度の内容や活用状況を個別に検証し、検討会にも諮りながら、あり方を検討していきます。

今後の主なスケジュール



